

2. 報告（1） 令和2年度関係者ヒアリングの結果について

1. 経緯

令和2年度協議会（書面）において来年度報告とさせていただきました「関係者ヒアリング」につきましては、一般社団法人群馬県トラック協会において、令和3年2月に会員事業者3社に対し、トラック輸送における取引環境・労働時間改善の取組事例の紹介を依頼しました。

会員事業からは、荷主との連携によって課題解決が図られた事例が紹介されましたので、以下のとおり報告いたします。

2. 取組事例の内容

（1）卸売業冷凍食品輸送の荷役時間削減・配送効率改善の取組

- ・週2回の休配日翌日に臨時増便が発生し車両手配が困難であったが、無休配送とすることで臨時増便を削減。
- ・納品可能時間が4時間と短いため、納品店舗数が限られ積載率が悪化していたが、納品可能時間を7時間へ拡大。
- ・卸売業者の台車から店舗専用の台車へバラ下ろし納品していたが、台車のまま納品し、空台車と差し替えることで、店舗あたり10～15分の納品時間を短縮。
- ・上記の納品時間及び方法の変更により、配送コースの削減と一部コースによる積み地に戻る折り返し配送が可能となり、5月単月で前年に比べ、配送台数が195台から164台に大幅に削減し、配送効率が改善。

（2）パレット化による荷役作業時間削減の取組

- ・バラ積みからパレット化に変更することで、荷役作業時間（積み・荷卸し）を概ね30分程度削減。
- ・荷主のメリットは、積込時間の短縮による、積込バースの回転率及び荷揃え場所の回転率向上。また、パレットも商品とすることで、売り上げ向上。
- ・運送会社のメリットは、荷役時間短縮による拘束時間削減及び残業費削減。また、高齢ドライバー・女性ドライバーでも、当該業務を担当可能となった。
- ・この結果のポイントは、荷主のドライバー不足に対する十分な理解と協力体制が得られたことがあげられる。

- (3) 時間割増の設定、朝積み運行への切り替え及び入出荷業務の請負による時短の取組
- ・新規案件の場合、見積書に時間割増の項目を明記するとともに、出庫から帰庫までの基本運行時間帯と超過する場合の時間割増を設定することで、荷主が時間を気にするようになり、時間超過を削減。
 - ・既存案件の場合は以下の2点。
 - ① 配送終了後も荷主の注文締切時間まで待機が必要な宵積み運行は行わず、配送終了次第業務終了となる朝積み運行に切り替えることで、待機時間を削減。
 - ② 配送業務だけでなく、入出荷業務までを請け負うことで、客地への移動時間がなくなり、労働時間を削減。
 - ・この取組は、荷主に対して、専属乗務員の継続的に安定した配送業務を供給するために必要な事項として、休日日数、労働時間帯、拘束時間、業務内容を明示した上で、お互いの業務を調整したことにより、実施可能となった。

《群馬県地方協議会共同事務局》

一般社団法人群馬県トラック協会

(担当：業務部長 福村)

TEL：027-261-0244

FAX：027-261-7576